

平成 24 年 10 月 22 日

仲裁について（主に国内での仲裁及びその執行について）

桃尾・松尾・難波法律事務所
弁護士 上村真一郎

1. はじめに

会社同士、特に海外の会社との取引等の際に締結する契約書において、契約の末尾の方に仲裁条項なるものが入っている契約を締結したことがある会社は数多く存在すると思われる。弁護士として契約書のレビューを依頼された場合に、準拠法をどこにするかという点で日本法にこだわる会社が少なからず存在する以外に仲裁条項のないいわゆる一般条項が問題となるケースは少なく、相手方が契約書のドラフトを行った際には相手方が提案してきた仲裁条項をそのまま飲んでしまうケースが多いと思われる。幸い契約書に従った債務の履行がなされ、円満に契約関係が終了した場合はよいが、仮に契約上問題が発生し、話し合いにても解決がなされなかったような場合、仲裁条項が置かれていたとすると、その紛争は裁判所ではなく、仲裁条項に規定された仲裁機関及び場所において、紛争の解決が図られることとなる。そこで、本稿は読者の方々に仲裁とはいったいどのようなものであるかについてお知らせし、今後契約書中において仲裁条項が盛り込まれていた際の判断の一助になることを目的とするものである。

2. 仲裁とは

(1) 仲裁の定義

まず、仲裁とは何であるかをまず検討する。「仲裁」というと、一般人であればけんかの仲裁を思い出すかもしれないが、ここでこれから考える仲裁も基本的にはそのようなものであり、複数当事者間の紛争を第三者である仲裁人の判断に委ね、その判断に従うという合意に基づき紛争を解決する手続のことをいう。我が国には仲裁法という、国内で行われる仲裁手続及び仲裁手続に関して日本の裁判所が行う手続について定めた法律があるが、その中には仲裁の定義はない。

(2) 日本における仲裁

① 日本国内の仲裁機関

日本国内にもいくつかの仲裁機関が存在するが、本稿では通常の商取引で仲裁を利用する場合に利用されることが一番多いものと思われる、一般社団法人日本商事仲裁協会(JCAA)における仲裁を前提に議論を進めることとする。JCAAは、1950年に日本商工会議所内に設置された国際商事仲裁委員会がその発端であり、1953年に日本商工会議所から独立して社団法人国際商事仲裁協会となり、2003年に名称を社団法人日本商事仲裁協会に変

更し、2009年4月1日には一般社団法人に改組された。なお、JCAA以外の日本国内の仲裁機関としては、日本知的財産仲裁センター、日本不動産仲裁機構、日本海運集会所、日本スポーツ仲裁機構のほか、日弁連ADR（裁判外紛争処理機関）センターなどが挙げられる。

② JCAAの仲裁の仕組み

それでは、JCAAを例に、どのような手続で仲裁が行われるのかを見てみることにする。まず、仲裁がなされるのは、両当事者間において仲裁による解決が可能な事項について仲裁合意がなされている場合に限られる（たとえば、特許の有効性に関する紛争などは、仲裁による解決が可能な事項ではないため、その対象とはならない）。一方当事者からJCAAに対して仲裁の申立がなされ、JCAAが相手方当事者に対して仲裁申立があったことを通知する。かかる通知から4週間以内に相手方は答弁書、反対請求がある場合には反対請求の申立を提出する必要がある。並行して仲裁人の選定手続が進行し、両当事者が上記通知の日から3週間以内に仲裁人を3人とすることを要求し、それをJCAAが認めた場合以外は、仲裁人は1名となる。仲裁人が1名の場合は、両当事者が合意する1名の仲裁人を選定する必要があり、それが期限内（上記JCAAの相手方への通知の日から3週間）にできなかった場合はJCAAがこれを選任する。仲裁人が3名の場合、まずは1名を各当事者が選定し、各当事者から選ばれた2名の仲裁人が、第3の仲裁人を選任する。仲裁人は、JCAAが当事者に対して開示する仲裁人名簿の中から選ばれることが一般的であり、仲裁人名簿には弁護士、裁判官、大学教授といった法律家のみならず、実業家なども含まれる¹。なお、選任された仲裁人の公正性や独立性に疑問がある場合、当事者は忌避の申立を行うことができ、JCAAはその申立を認めるかどうかを審査する。

このように仲裁人が決定した後は、仲裁人が審理手続を指揮し、基本的には裁判と同様、主張・立証、必要に応じて証人尋問や鑑定人による鑑定などを経て審理が終結し、場合により仲裁人により和解が試みられることもあるが、仲裁人により最終の仲裁判断が下される。

③ JCAA 仲裁の利用実績

本稿では、JCAAの仲裁を利用することを前提として話を進めるが、果たしてJCAAの仲裁はどの程度利用されているだろうか。JCAAが公表している資料によると、2010年に申し立てられた仲裁件数は27件であり、2011年は19件である。2010年以内に仲裁判断が下されたのは14件（うち5件が和解内容を仲裁判断としたもの）であり、2011年では16件（うち6件が和解）であった。また、仲裁人の数についていうと、ここ5年間に終結した仲裁事件のうち、仲裁人が1名であったのが46件（74%）、3名であったのが16件（26%）であった。同様にここ5年間に終結した仲裁事件の仲裁人の職業別内訳を見ると、弁護士

¹ 仲裁人名簿に登載されていない人物を仲裁人を選定することも可能である。

が 82%であり、以下、大学教授が 13%、技術者、裁判官がそれぞれ 2%、実業家が 1%となっている。

(3) 海外における仲裁の実情

上記のとおり、まだ日本国内においては仲裁の利用実績が多いとは言えない状況にあるものの、海外では仲裁は積極的に利用されていると言える。そこで、以下に主な海外の仲裁機関を紹介する。

① ICC(International Chamber of Commerce)

パリに本部を置く機関であり、ICC の一部門として仲裁裁判所(International Court of Arbitration)を有する。この機関を用いた仲裁は、本部に常設の機関があり、そこが全仲裁判断の内容をチェックしてから最終の仲裁判断がなされるという点が特徴である。2010 年には新規の申立が 793 件、2011 年には新規の申立が 796 件であった。なお、ICC による仲裁地は本部のあるフランスに限られるものではなく、2011 年について言えば、63 カ国において、ICC による仲裁が行われた。

② AAA(American Arbitration Association)

アメリカにおける最大の仲裁機関であり、同協会に申し立てられる国際的な紛争のすべては同協会の一部門である International Centre For Dispute Resolution(ICDR)にて手続が行われる。2011 年には新規の申立が 994 件に上り、これは前年比 12%増とのことである。

③ LCIA(London Court of International Arbitration)

イギリスにおける最大の仲裁機関であるが、2011 年には新規の申立が 224 件に上り、これは前年比 9%減とのことである。

④ SIAC(Singapore International Arbitration Centre)

シンガポールに本部を置く仲裁機関であり、現在はアジア地区における中心となる仲裁センターの役割を担うべく、その組織や使い勝手の向上に努めている。2010 年における新規申立件数は 198 件であり、2011 年においては 188 件に上る。

⑤ CIETAC (中国国際商事仲裁委員会・China International Economic And Trade Arbitration Commission)

中国の仲裁機関であり、北京本部、上海支部を含む 5 カ所にて仲裁が行われる。海外、国内案件を合わせて、2010 年における新規申立件数は 1352 件であり、2011 年においては 1435 件に上る。この CIETAC の仲裁判断の中国国内における執行が中国の民事訴訟法上認められているため(中国民事訴訟法 257 条)、中国における涉外紛争の解決に当たっては、裁判ではなく、CIETAC による仲裁が選択されることが多いと言える。

3. 仲裁のメリット・デメリット

各国ともそれぞれ自国に裁判所があり、裁判所に訴えを提起することにより、裁判所に

より紛争を解決することが可能であるにもかかわらず、仲裁を利用することのメリットは何であるかをここで検討する。他方、仲裁を利用することにデメリットがないのかについても検討する。

(1) 仲裁のメリット

① 専門性

まず、仲裁の最大のメリットとして挙げられるのは、仲裁人を当事者が選択することができることである。仲裁により紛争を解決するに当たって、仲裁人はほとんどの場合で1名か3名である。仲裁人が1名である場合、両当事者が合意できた者が仲裁人となり、仲裁人が3名の場合、当事者がそれぞれ1名の仲裁人を決定し、かかる2名の仲裁人が第3の仲裁人を決定することが一般的である。このように、いずれの場合にせよ、自らが選択した者が仲裁人となるということは、対象となる紛争の解決のために自らが適任であると信じる者による仲裁判断を得ることができるのであり、通常の場合、紛争の生じている分野の事情に詳しい専門家に判断を委ねることができることは大きなメリットと言える。他方、裁判の場合、どの裁判官が裁判を担当するのかわからず、当該紛争分野の知識がないために、一から説明を要したり、説明が難しい業界の事情がわからなかったりというような問題が起こる可能性があると言える。

② 迅速性

裁判での解決の場合、法律により規定された裁判手続に則って審理をする必要があり、また、地方裁判所の判決に不服がある場合、高等裁判所、最終的には最高裁判所の判断を仰ぐことのできる三審制のため、最終的な解決までは時間がかかる可能性がある。他方、仲裁の場合は、仲裁人にもよるものの、裁判所と比べて手続にも柔軟性があり、また、一回の仲裁判断が最終な決定であるため、最終的な判断を得るまでの時間は短いものということができる。もっとも、当職の経験した3人の仲裁人による仲裁のケースの場合、事案が複雑で論点が多かったというせいもあるかもしれないが、予定されていた最終の仲裁判断の期限が数度にわたって延長されたケースがあった。また、人気のある仲裁人を仲裁人に選んだ場合、なかなか仲裁の期日が入らないといった話も聞き及ぶところではあるので、注意が必要である(この点は、逆に仲裁のデメリットとも言える。)

③ 秘密性

裁判での紛争解決を目指す場合、裁判は公開でなされるため、紛争が生じていることが第三者の目にもわかることとなる(途中から弁論準備手続と呼ばれる手続に移行することにより、部外者にはわからない形で手続が進行することもあるが、証人尋問は公開の法廷で行われ、判決の言い渡しも公開の法廷で行われるため、完全に紛争を秘密裏に処理することは不可能である。)。他方、仲裁の場合、仲裁手続が行われていることは第

三者にはわからず、その期日への立ち会いや仲裁判断についても公開されるものではないため、秘密に紛争を解決することが可能である。

(2) 仲裁のデメリット

① 不適切な仲裁人の選任

先に仲裁のメリットの一として当事者が仲裁人の選任を行うことができることを述べた。しかしながら、適切であると考えて選任した仲裁人が当該事件の審理に関しては不適切である可能性がある。すなわち、仲裁人を選任できるとは言え、当事者に関係のある者は仲裁人となることはできない（仲裁人は利害関係のないことを宣言する必要がある。また、相手方当事者が忌避の申立をすることも可能である。）。そこで、一般的には仲裁人名簿の中から限られた情報をもとに仲裁人を選任することとなるため、不適切な仲裁人を選任してしまう可能性がないとは言えない。また、仲裁人には法律家以外も選任することができるが、そのような者を選んだ場合には、仲裁手続になじみがないために、不適切な事実認定や評価を行う可能性があるとも言える。かかるデメリットを避けるため、仲裁人を選任する際には、相当の注意を払う必要がある。当職が仲裁当事者の代理人をする際に仲裁人候補者を選定する方法を紹介すると、まずは仲裁人候補者名簿に挙げられている候補者の経歴・バックグラウンド、発表している論文等を可能な限り調査し、ある程度絞り込みをかけた上で、インタビューを行うという方法がある。特に、1名の仲裁人を選ぶ場合はその者がすべての仲裁手続及び判断を主宰するため、仲裁の経験が豊富な者を選定することが望ましいと考える。

② 不服申立制度の不存在

既に述べたように、仲裁は両当事者がその仲裁人の判断を最終なものとするに合意することから始まるため、裁判のようにそれを上級審に対して不服申立をすることはできず、出された仲裁判断の内容が最終的なものとなる。よって、仮に仲裁判断の内容に不満がある場合に、その不服申立の機会が存在しないことはデメリットと言える。

では、万一仲裁判断の内容に不服を申立てたい場合はどうすればよいのだろうか。JCAAの場合、計算間違いや誤記その他これらに類する誤りの訂正申立（日本商事仲裁協会商事仲裁規則 56 条）及び特定部分の解釈を求める申立（同規則 57 条）は可能であるが、それ以外の不服申立手段は存在しない。とすると、不服を申立てたい当事者は、仲裁手続の中では不服を申し立てることはできず、仲裁判断の取消決定を求める裁判等を提起して争うよりほかないと言える（仲裁法 44 条）。もっとも、仲裁判断が裁判所によって取り消されたケースは極めて少ないのが実情である。²なお、仲裁判断の取消の

² JCAA の仲裁判断を取り消した事案としては、いわゆる高炉スラグ事件が挙げられる（東京地方裁判所平成 23 年 6 月 13 日決定・判例時報 2128 号 58 頁参照）。この事件は、仲裁判断において、仲裁判断の主文に影響を及ぼすような当事者間に争いのある事実を争いの

申立は、仲裁判断書の写しの送付による通知がなされた日から3ヶ月以内になされる必要がある。仲裁法は仲裁判断の取消事由を列挙しているが、当該事由は仲裁判断の承認拒否事由とほぼ同様のため、その解説は次項にて行うものとする。

③ コストがかかる可能性あり

JCAAにおける仲裁にかかるコストの主なものとしては、JCAAに対する仲裁の申立料金と管理料金、仲裁人に対する報償金と、仲裁手続のために起用した弁護士の費用が考えられる。これらの詳細は以下に述べるが、申立料金については申立人の負担とされ、仲裁人報償金は当事者が等額負担することが原則であるが、管理料金及び手続に必要な費用（これには弁護士費用も含まれる）は、仲裁廷が仲裁判断において定めることとされている。

JCAAに対する仲裁の申立に当たっては、JCAAに対して申立料金（請求金額にかかわらず1件につき52500円）と管理料金（請求金額により異なり、仮に1億円の請求の場合、136万5000円となる。）を支払う必要がある。これに加え、仲裁人に対して報償金を支払うことも最終的には必要となる。この報償金は、案件の請求金額により上限が定められているものの、仲裁人ごとに定められた時間単価に仲裁時間を乗じた額を基本とし、事件の難易度や審理の迅速性を考慮して、JCAAが決定する（1億円の請求の場合で仲裁人が1名であるときの報償金の上限は420万円であり、仲裁人が3名であるときは総額で1008万円である。）。他方、裁判の場合、請求金額が1億円であるとすると、訴訟の申立に必要な手数料は32万円である。このように、仲裁機関に支払う手数料と裁判所に支払う手数料を比較すると仲裁にかかるコストは低くないと言える。もっとも、仲裁は手続が迅速に進めば、裁判より早期に結論が出されることが一般的であるため、審理の長期化による弁護士費用が増えることを防ぐことができるというメリットもある³が、事案が複雑な場合には、裁判の場合と同等の準備をしなければならぬ可能性もあるため、裁判による場合と同等の弁護士費用がかかる可能性もある。よって、仲裁手続がコスト削減になるとの理由のみから仲裁を選択すべきではないことを認識しておく必要がある。

4 仲裁判断の実現方法

仲裁判断にせよ、裁判所の判決にせよ、債務を負った当事者が自発的にその債務を履行しない場合、権利者は仲裁判断や判決の内容を強制的に実行する必要がある。そこで、JCAAの仲裁判断を強制的に実現する方法について検討する。

ない事実であるとしてなされた仲裁判断が、我が国の手続的公序に反するものであるとして、当該仲裁判断を取り消したものである。

³ 一般的に、仲裁を取り扱う弁護士の費用はタイムチャージ制が取られていることが多いものと思われることから、案件に使用した時間が増えれば増えるほど、弁護士費用がかかることとなる。

(1) 国内での執行

国内で行われる仲裁手続及び仲裁手続に関して日本の裁判所が行う手続については、仲裁法の適用がある。仲裁判断に基づく執行を行うには、仲裁判断を得るだけでは足りず、裁判所の執行決定を得なければならない（仲裁法 46 条）。仲裁判断を得た当事者は、国内の管轄権を有する裁判所に、仲裁判断の執行決定を求める申立を行う。申立を受けた裁判所は、以下に列挙する執行拒絶事由がなければ、当該仲裁判断の執行決定を行うこととなる。なお、下記の執行拒絶事由のうち、①ないし⑦は執行決定申立の相手方である被申立人（仲裁判断にて債務者となった当事者）がその存在を証明する必要がある。

- ① 仲裁合意が当事者の行為能力の制限によりその効力を有しないこと
- ② 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令（当該指定がないときは、仲裁地が属する国の法令）によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由によりその効力を有しないこと
- ③ 当事者が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続において、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは当該合意）により必要とされる通知を受けなかったこと
- ④ 当事者が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと
- ⑤ 仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立の範囲を超える事項に関する判断を含むものであること
- ⑥ 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは当該合意）に違反するものであったこと
- ⑦ 仲裁地が属する国（仲裁手続に適用された法令が仲裁地が属する国以外の国の法令である場合にあっては当該国）の法令によれば、仲裁判断が確定していないこと、又は仲裁判断がその国の裁判機関により取り消され、若しくは効力を停止されたこと
- ⑧ 仲裁手続における申立が、日本の法令によれば仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること
- ⑨ 仲裁判断の内容が日本の公の秩序又は善良の風俗に反すること

(2) 日本国外での執行

仲裁地の属する国以外での仲裁判断の執行については、1958年に外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（いわゆるニューヨーク条約）が締結されており、日本も同条約の加盟国である。したがって、ニューヨーク条約の加盟国における仲裁判断の執行については同条約に照らして執行が認められる必要がある（なお、ニューヨーク条約の他に二国間条約が締結されている場合（たとえば、アメリカ、イギリス等）、当該二国間条約が優先する

ため、そのような条約の有無及び適用条件等も検討する必要がある。)、非加盟国の場合には、更なる検討が必要となる。

本稿では紙面の関係上、国内において仲裁を行い、国内において仲裁判断を執行する場合についてのみ検討した。もっとも、仲裁は現時点においては国内の当事者間で行われるものよりも、海外の当事者との間で海外で行われることが多く、また、仲裁判断についても海外で得られた仲裁判断を国内で執行する場合や国内で得られた仲裁判断を海外で執行する場合も多数存在する。このような場合、どの国の法律に準拠するべきかという、いわゆる国際私法の問題も絡み、より深い検討が必要となる。そこで、仲裁条項を契約書に盛り込む際はそれらについてまでよく理解することが必要であり、これらの点については機会があれば改めて論じることとしたい。

以上

<執筆者略歴>

平成 7 年 3 月 東京大学法学部卒業

平成 7 年 4 月 三井物産株式会社入社

平成 10 年 4 月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
桃尾・松尾・難波法律事務所入所

平成 14 年 5 月 ニューヨーク大学ロースクール卒業

平成 14 年 9 月 アメリカ合衆国マサチューセッツ州 Bingham McCutchen 法律事務所

勤務

平成 15 年 アメリカ合衆国ニューヨーク州弁護士登録

平成 15 年 9 月 桃尾・松尾・難波法律事務所に復帰

<主な著作>

「Q&A 株主総会の実務」（共著）商事法務刊

「持続可能な社会を支える弁護士と信託」（共著）弘文堂刊

「社会インフラとしての新しい信託」（共著）弘文堂刊

「新会社法 AtoZ 非公開会社の実務」（共著）第一法規出版刊

「Q&A 企業の情報管理の実務」（共著）新日本法規出版刊

「企業再編のすべて」（共著）商事法務刊

<主な取扱分野>

紛争解決（訴訟・仲裁・ADR）、税務、M&A、企業法務一般

<お問い合わせ先>

桃尾・松尾・難波法律事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町4丁目1番地 麹町ダイヤモンドビル6階

TEL 03-3288-2080 FAX 03-3288-2081

MAIL uemura@mmn-law.gr.jp

URL <http://www.mmn-law.gr.jp>

掲載日：平成24年11月5日